

記入例

事前登録の申込完了メールに記載されている「12桁の数字」を記入してください。
 ※FAX で事前登録された方は、F+4桁の数字

作成日を記入

令和3年7月5日

補助金等交付申請書

相模原市長 あて

整理番号 ○○○○○○○○○○○○○○

住所又は所在地 **相模原市〇区〇〇1-2-3**

法人の場合:会社名、組合名等
 個人事業者の場合:屋号・商号(無い場合は空欄)

申請人名称 **〇〇株式会社**

氏名又は代表者氏名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**

次のとおり交付していただきたく、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）第4条第1項の規定により申請します。

1	補助金等の名称	相模原市事業継続応援補助金
2	申請金額	200,000 円
3	添付書類	(1) 補助事業等計画書 (2) 補助金等概要調書 (3) 誓約書及び同意書一覧表(第2号様式) (4) 履歴事項全部証明書(本個人事業者の場合は確定申告書(確定申告書)又は開業届の写し) (5) 納税証明書(市税について未納の税額がない証明) (6) 補助事業の内容がわかる見積書等(写し可)(任意様式) (7) (工事の申請の場合) 工事予定の場所の現状写真 (8) 補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類(写し可) (9) その他市長が必要と認める書類

「補助事業等計画書(申請書類②)」の2枚目の補助金交付申請額(Ⅲ)の金額を記入してください。

※ 氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、下記に連絡先を記載してください。

連絡先.....(.....)

法人その他の団体で、自署又は押印がない場合は、上記連絡先のほか、本書類発行についての責任者氏名もあわせて記載してください。

責任者氏名.....

	確認方法	確認者
【市担当課処理欄】		

※ 次の事項について了承の上、申請を行ってください。

1 事情変更による交付の決定の取消し等（規則第8条関係）

次に掲げる交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります（補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません。）。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（その者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

2 計画変更の承認等（規則第10条関係）

- (1) 交付の決定後、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書を市に提出し、その承認を受けてください。
 - ア 補助金等の充当予算を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完成しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市に報告し、指示を受けてください。
- (3) (1)及び(2)の場合には、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

3 交付の決定の取消し（規則第19条及び第27条関係）

次のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定後、その決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 法令又は規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従わず、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなかったとき。
- (3) 補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしたとき。
- (4) 補助金等の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるとき。

4 補助金等の返還（規則第20条関係）

- (1) 1、2(3)及び3により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。
- (2) 実績報告後に市が補助金等の額を確定した際、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。

5 他の補助金等の一時停止等（規則第21条関係）

4による補助金等の返還に応じない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

6 帳簿の備付け（規則第24条関係）

補助金等の交付を受けた場合は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存してください。

記入例

補助事業等計画書

事業を実施(工事や物品購入)する場所
について記入してください。

1 申請者の概要

フリガナ	〇〇カブシキガイシャ	創業	平成△年××月
事業所の 名称	〇〇株式会社		
市内事業所 の住所	(〒×××-××××) 相模原市〇〇区〇〇1-2-3		
資本金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	常時使用する従業員数 (役員を除く)	〇〇〇人
<p>【以下のいずれか一つに(○)を選択してください】</p> <p>個人事業者等、資本金がない場合は、記入不要(空欄)</p> <p>建設業、運輸業</p> <p>② () 卸売業</p> <p>③ (○) サービス業</p> <p>④ () 小売業</p> <p>⑤ () その他の業種 ()</p> <p>法人の場合: 会社で常時使用する従業員数(役員除く)</p> <p>個人事業者の場合: ご本人以外に常時使用する従業員がいる場合は記入(いない場合は0人)</p>			
フリガナ	△△△ △△△	電話番号	×××-×××-××××
担当者氏名	〇〇〇 〇〇		

2 工事・物品等の購入のための補助事業等計画書

<p>【記載にあたっての注意事項】</p> <p>① 導入目的1~4のうち、<u>当てはまるもの全て</u>に☑をお願いします。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の感染・まん延防止と事業継続を両立させるための取組について、簡潔に記載をお願いします。</p>			
<input checked="" type="checkbox"/>	【1】 ウイルスを持ち込まないためのもの	<p>記入内容に確認が必要な場合に 連絡が取れる方の情報を記入してください。</p>	
<input checked="" type="checkbox"/>	【2】 3密対策のためのもの		
<input type="checkbox"/>	【3】 働き方の新しいスタイル実現のためのもの		
<input type="checkbox"/>	【4】 感染拡大を防止するためのもの		
<p>ウイルスを持ち込まないために、店内入口に消毒液自動噴霧器を設置し、非接触で消毒ができる環境を整えます。また、3密対策のために、店内のエアコンを換気機能付きのものに付け替えます。更に、空気清浄機を購入しウイルス対策を徹底します。</p>			
<p>物品購入のみの場合 : 購入予定日</p> <p>物品購入+工事の場合 : 購入又は着手のうち いずれかの早い予定日</p>		<p>物品購入のみの場合 : 納品予定日</p> <p>物品購入+工事の場合 : 納品及び工事の全てが 完了する予定日</p>	
着手予定日	令和3年 8月 10日	完了予定日	令和3年 10月 29日

3 工事・物品等の購入に必要な事業計画

工事・物品等の品目		導入目的※	数量	税抜の金額
①	消毒液自動噴霧器	1	1台	3,000円
②	換気機能付きエアコン工事費	2	1台	445,000円
③	空気清浄機	2	1台	60,000円
④				円
⑤				円
⑥				円
⑦				円
⑧				円
⑨				円
⑩				円
補助対象経費の合計 (I)				508,000円
補助金額の算出 (II) ※ (I) × 0.75 (千円未満切り捨て)				381,000円
補助金交付申請額 (III)				200,000円
※ (II) または 20万円のいずれか低い額				

「税抜」で記入してください。

「補助金等交付申請書(申請書類①)」の1枚目の申請金額の金額と一致しているか確認してください。

※導入目的の欄には、下記の1～4から当てはまる番号を1つ選んで記入してください。

番号	導入目的	補助対象項目 (一例)
1	ウイルスを持ち込まないためのもの	サーモカメラの設置、非接触型体温計、消毒液自動噴霧器 等
2	3密対策のためのもの	アクリルパーテーションの設置、換気扇の設置、空気清浄機 等
3	働き方の新しいスタイル実現のためのもの	ウェブ会議室の設置、パソコン(リモートワーク用) 等
4	感染拡大を防止するためのもの	タッチレス水栓機器、センサー付き照明の設置 等

※補助対象項目の詳細については「相模原市事業継続応援補助金 募集案内」をご覧ください。

【注意事項】

- ・補助対象外経費(原材料及び消耗品の購入費、各種保証・保険料、消費税及び地方消費税など)は含めないでください。
- ・交付決定日から令和3年12月31日(金)までの補助対象期間内に、事業の実施、代金の支払いまで完了してください。
- ・導入する工事・物品等の項目は、10品目以内としてください。

